

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）

（傍線部分は改正部分）

別表第十一（第二百二十条の十五関係）
イ

改
正
案

別表第十一（第二百二十条の十五関係）
イ

現
行

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成二十七年三月	四千三百八十七万円
平成二十八年三月	四千三百六万円
平成二十九年三月	四千二百六十八万円
平成三十年三月	四千二百四十五万円
平成三十一年三月	四千二百七十八万円
令和二年三月	四千三百一十万円
令和三年三月	四千三百五万円
令和四年三月	四千三百三十八万円
令和五年三月	四千三百六十三万円

ロ

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十一年三月	四千三百八十七万円
令和二年三月	七百七十八万円
令和三年三月	八百四十七万円
令和四年三月	八百八十万円
令和五年三月	八百四十七万円
令和六年三月	七百七十八万円
令和七年三月	八百八十万円
令和八年三月	八百四十七万円
令和九年三月	七百七十八万円
令和十年三月	八百八十万円

ロ

令和四年三月	九百十一万円
令和五年三月	九百三十六万円

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十一年三月	七百十八万円
平成三十一年三月	七百七十八万円
令和二年三月	八百四十七万円
令和三年三月	八百八十万円
令和四年三月	九百三十五万円
令和五年三月	九百十萬円

令和四年三月	九百十一万円
--------	--------

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十一年三月	七百十八万円
平成三十一年三月	七百七十八万円
令和二年三月	八百四十七万円
令和三年三月	八百八十万円
令和四年三月	九百十萬円